

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・ 収納事務の委託	こども未来課
・ 生産物又は動物の売払事務の委託	農業経営課
・ 生産物の売払事務の委託	〃
・ 電線共同溝整備道路の指定	道路維持課
・ 道路の区域変更（2件）	〃
・ 使用料徴収事務の委託（7件）	港湾課
◎ 公 告	
・ 漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧	漁業振興課
◎ 交通局公告	
・ 一般競争入札の参加者の資格等	総務課
・ 一般競争入札の実施	〃
◎ 監査委員告示	
・ 包括外部監査人の監査の事務を補助する者	監査事務局

告 示

長崎県告示第398号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年6月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和5年3月31日
- 2 受託者の住所及び氏名
東京都千代田区麹町1丁目6番地2
社会福祉法人日本保育協会 理事長 大谷 泰夫
- 3 委託事務
長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）別表第1（第2条関係）に規定する保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の収納事務
- 4 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

長崎県告示第399号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり収納を委託したので、同

条第2項の規定により告示する。

令和5年6月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和5年4月1日
- 2 受託者の所在地及び名称
 - (1) 諫早市栗面町174-1
長崎県央農業協同組合 代表理事組合長 真壁 正二郎
 - (2) 諫早市小野島町2232
株式会社 県央企画 代表取締役 山口 悟
 - (3) 長崎市田中町279-43
長崎花き園芸農業協同組合 代表理事組合長 後田 博之
 - (4) 島原市萩原二丁目5192番地1
島原雲仙農業協同組合 代表理事組合長 苑田 康治
 - (5) 福岡県太宰府市都府楼南5-15-2
JA全農ミートフーズ 株式会社 九州営業本部 本部長 森山 篤志
- 3 委託事務
生産物又は動物の売払事務
- 4 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

長崎県告示第400号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり収納を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年6月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和5年5月1日
- 2 受託者の所在地及び名称
長崎市元船町17-1
長崎県職員生活協同組合 理事長 廣島 時一
- 3 委託事務
生産物の売払事務
- 4 委託期間
令和5年5月1日から令和6年3月31日まで

長崎県告示第401号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和5年6月9日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類	路線名	区間
一般国道	202号	長崎市幸町74番地先から 長崎市宝町30番地先までの上下線

長崎県告示第402号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供す

る。

令和5年6月9日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道
路 線 名 長崎多良見線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西彼杵郡長与町高田郷3437番4地先から 西彼杵郡長与町高田郷3444番2地先まで	前	17.8~24.5	27.3	
	後	16.4~21.4	27.3	

長崎県告示第403号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年6月9日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道
路 線 名 富江岐宿線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
五島市富江町田尾字ヘゴウチ849番4地先から 五島市富江町田尾字ヘゴウチ850番地先まで	前	6.9~13.9	227.0	
	後	7.5~36.7	227.0	

長崎県告示第404号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり長崎港航送船施設に係る使用料徴収事務を委託した。

令和5年6月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 委託年月日
令和5年3月31日
- 受託者の住所及び氏名
住所 長崎県長崎市元船町16番12号
氏名 九州商船株式会社 代表取締役社長 美根 晴幸
- 委託事務
長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表3航送船施設の項中車両通過料の徴収事務
- 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

長崎県告示第405号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり長崎港航送船施設に係る使用料徴収事務を委託した。

令和5年6月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和5年3月31日
- 2 受託者の住所及び氏名
住所 長崎県長崎市元船町17番3号
氏名 野母商船株式会社 代表取締役社長 村木 昭一郎
- 3 委託事務
長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表3航送船施設の項中車両通過料の徴収事務
- 4 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

長崎県告示第406号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり茂木港係留施設に係る使用料徴収事務を委託した。

令和5年6月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和5年3月31日
- 2 受託者の住所及び氏名
住所 長崎県長崎市茂木町2148番地1
氏名 長崎市茂木漁業協同組合 代表理事組合長 小林 一久
- 3 委託事務
長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表1岸壁、棧橋（浮棧橋を含む。）及び物揚場の項中漁船に係る係船料の徴収事務
- 4 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

長崎県告示第407号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり長崎港航送船施設に係る使用料徴収事務を委託した。

令和5年6月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和5年3月31日
- 2 受託者の住所及び氏名
住所 長崎県五島市東浜町1丁目16番5号
氏名 五島汽船協業組合 代表理事 村田 久之
- 3 委託事務
長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表3航送船施設の項中、車両通過料の徴収事務
- 4 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

長崎県告示第408号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり茂木港港湾施設に係る使用料徴収事務を委託した。

令和5年6月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和5年3月31日

- 2 受託者の住所及び氏名
住所 熊本県天草郡苓北町富岡2711番地47
氏名 苓北観光汽船株式会社 代表取締役 松野 重幸
- 3 委託事務
長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表1岸壁、棧橋（浮棧橋を含む。）及び物揚場の項中車両通過料（2輪のみ）の徴収事務
- 4 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

長崎県告示第409号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり長崎港臨港交通施設に係る使用料徴収事務を委託した。

令和5年6月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和5年3月8日
- 2 受託者の住所及び氏名
住所 長崎市興善町2番24号
氏名 株式会社 ふよう長崎 代表取締役 田口 克己
- 3 委託事務
長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表14臨港交通施設の項中県営常盤駐車場使用料の収納事務
- 4 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

長崎県告示第410号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり島原港臨港交通施設に係る使用料徴収事務を委託した。

令和5年6月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和5年3月15日
- 2 受託者の住所及び氏名
住所 島原市秩父が浦町丁3548番地1
氏名 有限会社 城南総合警備保障 代表取締役 町田 明士
- 3 委託事務
長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表14臨港交通施設の項中島原港駐車場使用料の収納事務
- 4 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

公 告

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和5年6月9日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県対馬市厳原町国分1363番地
岡本 光男
長崎県対馬市厳原町浅藻10番地
平井 仁
- (2) 加入区
厳原町加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
厳原町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県対馬市厳原町久田1番地7
厳原町漁業協同組合

交 通 局 公 告

一般競争入札の参加者の資格等（公告）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和5年6月9日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1 調達する物品の種類

一般乗合旅客自動車 中型ノンステップ車 3両

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として交通局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和5年7月19日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(3)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県交通局ホームページ（<https://www.keneibus.jp/>）からダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1

(名称) 長崎県交通局管理部総務課 (総務班)

(電話) 095-822-5141

(FAX) 095-822-2826

4 競争入札参加者の資格及び審査

(1) 入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、(2)に掲げる事項について審査の対象としない。

(2) 審査事項

ア 年間売上高

イ 営業年数

ウ 従業員数

エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）

オ その他交通局長が特に必要と認める事項

(3) 申請書の提出方法

○ 申請者のうち、県資格を取得している者

申請書（様式第1号）に次の書類を添え3の(3)に掲げる場所に提出すること。

ア 長崎県が交付した資格審査結果通知書の写し

イ 誓約書（様式第3号）

ウ 印鑑届（様式第4号）

エ 委任状（様式第5号）

○ 申請者のうち、県資格を取得していない者

申請書（様式第2号）に次の書類を添え3の(3)に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書（様式第3号）

イ 印鑑届（様式第4号）

ウ 委任状（様式第5号）

エ 法人にあつては、次のa及びb

a 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

b 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

オ 個人にあつては次のa、b及びc

a 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

c 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

カ 県税に関し未納がないことを証する証明書

キ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

ク 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

ケ その他交通局長が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規定（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

6 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

7 資格の有効期間

この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。

8 資格の取消等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年6月9日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
一般乗合旅客自動車 中型ノンステップ車 3両
- (2) 購入物品の特質等
仕様書で定めるとおり
- (3) 納入期限
令和6年3月15日（金）
- (4) 納入場所
長崎県交通局が指定する営業所
- (5) 入札の方法
前記(1)の物件ごとにそれぞれ（又は一括して）を入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として交通局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設

備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格を得ている者、又は一般競争入札の参加者の資格等の公示（令和5年6月9日付長崎県公報第11223号登載）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること

(4) この公告の日から9の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から9の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、所定の審査申請書等に必要事項を記載のうえ、次の場所に提出すること。

(1) 申請の時期 令和5年6月9日から令和5年7月19日まで（県の休日を除く）

(2) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1

（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

（電話）095-822-5141

4 入札参加条件

次の条件を満たしている者であること。

(1) 2の入札参加資格を有する者であること。

(2) 当該工事の契約書に基づき、納入期限内に確実に納入できると認められる者であること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1

（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

（電話）095-822-5141

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

（期間）この公告の日から令和5年7月19日までの間（県の休日を除く。）

（場所）5の部局とする。

長崎県交通局ホームページ上（<https://www.keneibus.jp/>）においても掲載する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札の場所及び期日等

（場所）長崎県交通局 本局3階 第1会議室

（期日）令和5年7月27日 午前10時00分開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

（郵送による場合の入札書の受領期限等）

（受領期限）令和5年7月26日 17時（必着）

（提出先）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

（その他）郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 長崎県交通局を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額（消費税及び地方消費税含む。）の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 長崎県交通局を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（消費税及び地方消費税含む。）の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者の印鑑を押印したものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な参加資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到着しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

(1) 長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 最低制限価格は設定しない。

(3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(4) 調達手続の停止等

この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Classification of the products:
3 middle sized local low-floor buses
- (2) Delivery period
March 15, 2024
- (3) Delivery place
Offices as designated by the Traffic Bureau, Nagasaki Prefectural Government.
- (4) Time-limit for tender
17:00 July 26, 2023
- (5) Date and time for the opening of tender:
10:00 July 27, 2023
- (6) Contact point for the notice
The administrative office of the Nagasaki Traffic Bureau
Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
Tel 095-822-5141

監 査 委 員 告 示

監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年6月9日

長崎県監査委員	下田	芳之
同	砺山	和仁
同	近藤	智昭
同	饗庭	敦子

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
藤 森 弘 行	長崎県長崎市片淵3丁目7番17号 コスモ片淵Ⅱ302
青 野 悠	長崎県長崎市古町30番地 パティオM402
平 山 愛	長崎県長崎市古町30番地 パティオM402
鮎 川 愛	長崎県長崎市三芳町11-9 オーヴィジョン三芳906号

2 当該監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和5年5月30日から令和6年3月31日まで

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト